

名護市公告第 44 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が保有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和 8 年 8 月 14 日

名護市長 渡具知 武豊



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：名護市真喜屋区

区域：名護市字真喜屋 1 番地から 2189 番地まで

主たる事務所の所在地：名護市字真喜屋 73 番地（真喜屋公民館内）

2 不動産に関する事項

地 目	面 積	所在地
山林	101484 m ²	名護市字稲嶺大久備利 1420 番
山林	156513 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2181 番
山林	175 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2182 番
山林	148 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2183 番
山林	132 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2183 番 1
山林	42 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2183 番 2
山林	46 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2183 番 3
山林	50759 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2184 番
山林	111513 m ²	名護市字真喜屋喜縄 2185 番

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

上記 9 筆の土地の権利者はいずれも

- ・ 沖縄県名護市字真喜屋 73 番地（真喜屋公民館内） 名護市真喜屋区 持分 5 分の 2
- ・ 沖縄県名護市字稲嶺 987 番地（稲嶺公民館内） 名護市稲嶺区 持分 5 分の 2
- ・ 沖縄県名護市字真喜屋 399 番地 大城善登 持分 5 分の 1

3 公告期間 令和 8 年 8 月 14 日から令和 8 年 11 月 14 日まで

4 異議を述べる方法

名護市長に対し、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。